

## 神奈川県手数料条例の一部改正について（令和8年10月1日施行）

## 1 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）関係

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	<u>2万2,400円</u>	<u>2万3,700円</u>
第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	<u>3,200円</u>	<u>3,800円</u>
第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	<u>3,200円</u>	<u>3,800円</u>

## 2 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	<u>2万7,300円</u>	<u>3万900円</u>
毒物又は劇物の販売業登録申請手数料	<u>1万4,800円</u>	<u>1万6,900円</u>
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	<u>1万300円</u>	<u>1万900円</u>
毒物又は劇物の販売業登録更新申請手数料	<u>6,400円</u>	<u>7,400円</u>
毒物劇物取扱者試験手数料	<u>1万500円</u>	<u>1万2,600円</u>
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	<u>5,200円</u>	<u>5,400円</u>
毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料	<u>2,400円</u>	<u>2,800円</u>
毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	<u>2,400円</u>	<u>2,800円</u>
毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料	<u>4,000円</u>	<u>4,800円</u>
毒物劇物販売業登録票再交付手数料	<u>4,000円</u>	<u>4,800円</u>

## 3 覚醒剤取締法（昭和26年法律252号）関係

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
覚醒剤施用機関指定申請手数料	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
覚醒剤研究者指定申請手数料	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	<u>1万1,500円</u>	<u>1万3,400円</u>
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	<u>2,900円</u>	<u>3,200円</u>

4 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）関係

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
麻薬卸売業者免許申請手数料	<u>1 万 4,600 円</u>	<u>1 万 6,600 円</u>
麻薬小売業者免許申請手数料	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
麻薬施用者免許申請手数料	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
麻薬管理者免許申請手数料	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
麻薬研究者免許申請手数料	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証再交付手数料	<u>2,700 円</u>	<u>3,200 円</u>
向精神薬卸売業者免許申請手数料	<u>1 万 4,600 円</u>	<u>1 万 6,600 円</u>
向精神薬小売業者免許申請手数料	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>

5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）関係

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
薬局開設許可申請手数料	<u>2 万 9,100 円</u>	<u>3 万 4,900 円</u>
薬局開設許可更新申請手数料	<u>1 万 1,100 円</u>	<u>1 万 3,300 円</u>
地域連携薬局認定申請手数料	<u>1 万 1,100 円</u>	<u>1 万 2,000 円</u>
地域連携薬局認定更新申請手数料	<u>1 万 1,100 円</u>	<u>1 万 2,000 円</u>
専門医療機関連携薬局認定申請手数料	<u>1 万 1,100 円</u>	<u>1 万 2,000 円</u>
専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	<u>1 万 1,100 円</u>	<u>1 万 2,000 円</u>
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	<u>7,200 円</u>	<u>7,600 円</u>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証書換え交付手数料	<u>2,000 円</u>	<u>2,400 円</u>
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証再交付手数料	<u>2,900 円</u>	<u>3,400 円</u>
化粧品製造販売業許可申請手数料	<u>6 万 3,200 円</u>	<u>7 万 4,800 円</u>
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	<u>4,000 円</u>	<u>4,400 円</u>
第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	<u>10 万 2,900 円</u>	<u>11 万 2,800 円</u>
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	<u>6 万 3,200 円</u>	<u>6 万 6,200 円</u>
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	<u>1 万 1,100 円</u>	<u>1 万 3,300 円</u>
医薬品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>9 万 4,300 円</u>	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>9 万 4,800 円</u>
	(3) 医薬品の製造工程のうち包	(3) 医薬品の製造工程のうち

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>4万8,700円</u>	包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>4万9,800円</u>
医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>6万1,100円</u>	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>7万2,300円</u>
	(2) 一般医薬部外品（無菌医薬部外品を除く医薬部外品をいう。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>4万4,500円</u>	(2) 一般医薬部外品（無菌医薬部外品を除く医薬部外品をいう。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>5万2,200円</u>
	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,100円</u>	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万9,700円</u>
化粧品製造業許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(2)に掲げるものを除く。） <u>4万4,500円</u>	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(2)に掲げるものを除く。） <u>5万2,200円</u>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,100円</u>	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万9,700円</u>
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	<u>5,600円</u>	<u>6,700円</u>
医薬品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>6万5,300円</u>	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>6万8,700円</u>
医薬部外品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>4万3,500円</u>	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>5万1,200円</u>
	(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>3万1,000円</u>	(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>3万4,700円</u>
	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万3,800円</u>	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万7,100円</u>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
化粧品製造業許可更新申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(2)に掲げるものを除く。） <u>3万1,000円</u>	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(2)に掲げるものを除く。） <u>3万4,700円</u>
	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万3,800円</u>	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万7,100円</u>
医薬部外品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>5万1,800円</u>	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>5万9,800円</u>
	(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>3万7,200円</u>	(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>4万4,700円</u>
	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万円</u>	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,700円</u>
化粧品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	（（２）に掲げるものを除く。） <u>3万7,200円</u>	製造業（（２）に掲げるものを除く。） <u>4万4,700円</u>
	（２）化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万円</u>	（２）化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,700円</u>
医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万2,400円</u>	<u>3万7,500円</u>
医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万2,400円</u>	<u>3万7,500円</u>
化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万2,400円</u>	<u>3万7,500円</u>
医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	<u>2万3,400円</u>	<u>2万6,400円</u>
医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	<u>2万3,400円</u>	<u>2万6,400円</u>
化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	<u>2万3,400円</u>	<u>2万6,400円</u>
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	<u>90円</u>	<u>100円</u>
要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認申請手数料	<u>8万7,900円</u>	<u>9万100円</u>
医療用医薬品製造販売承認申請手数料	<u>21万2,400円</u>	<u>22万700円</u>
医薬部外品製造販売承認申請手数料	<u>4万8,400円</u>	<u>5万5,200円</u>
製造販売承認申請時における医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	（１）無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（（３）から（５）までに掲げるものを除く。）	（１）無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（（３）から（５）までに掲げるものを除く。）

手数料の名称	金額 (改定前)	金額 (改定後)
	<u>7万7,400円</u>	<u>9万2,700円</u>
	(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)  <u>5万9,000円</u>	(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)  <u>6万4,700円</u>
	(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。)  <u>2万8,300円</u>	(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。)  <u>3万2,500円</u>
	(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)  <u>2万8,300円</u>	(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)  <u>3万2,500円</u>
	(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造所以外	(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>2万8,300円</u>	造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>3万2,500円</u>
製造販売承認申請時における医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>7万7,400円</u>	(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>9万2,700円</u>
	(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>5万9,000円</u>	(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>6万4,700円</u>
	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。） <u>2万8,300円</u>	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。） <u>3万2,500円</u>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>
	<p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>
<p>医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査（(5)に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>14万9,000円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>	<p>(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査（(5)に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>17万8,800円</u>に品目に応じて次に定める金額</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
		を加えて得た額
	<p>ア 無菌医薬品 （ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p style="text-align: right;"><u>3,000 円</u></p>	<p>ア 無菌医薬品 （ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p style="text-align: right;"><u>3,300 円</u></p>
	<p>イ 一般医薬品 （ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p style="text-align: right;"><u>1,500 円</u></p>	<p>イ 一般医薬品 （ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p style="text-align: right;"><u>1,800 円</u></p>
	<p>(2) 一般医薬品 （製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>10万7,300 円</u>に 品目に応じて次に 定める金額を加えて 得た額</p>	<p>(2) 一般医薬品 （製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>12万8,700 円</u> に品目に応じて 次に定める金額 を加えて得た額</p>
	<p>ア 一般医薬品 （イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p>	<p>ア 一般医薬品 （イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<u>1,500 円</u>	<u>1,800 円</u>
	<p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>6万3,100 円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>	<p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>7万1,500 円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>
	<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>6万3,100 円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>7万1,500 円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	<p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
<p>医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）</p> <p><u>14万9,000円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）</p> <p><u>17万8,800円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>
	<p>ア 無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。）</p> <p>1品目ごとに</p> <p><u>3,000円</u></p>	<p>ア 無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。）</p> <p>1品目ごとに</p> <p><u>3,300円</u></p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	イ 一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  <u>1,500円</u>	イ 一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  <u>1,800円</u>
	(2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。） <u>10万7,300円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	(2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。） <u>12万8,700円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  <u>1,500円</u>	ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  <u>1,800円</u>
	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管の

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>に限り、（４）に該当するものを除く。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>	<p>みを行うものに限り、（４）に該当するものを除く。）</p> <p><u>7万1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>
	<p>（４） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	<p>（４） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
	<p>（５） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	<p>（５） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	<u>90 円</u>	<u>100 円</u>
要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	<u>3 万 6,000 円</u>	<u>4 万 2,600 円</u>
医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	<u>11 万 700 円</u>	<u>13 万 500 円</u>
医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。） <u>14 万 9,000 円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1 万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。） <u>17 万 8,800 円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1 万 1,500 円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
	ア 無菌医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1 品目ごとに <u>3,000 円</u>	ア 無菌医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1 品目ごとに <u>3,300 円</u>
	(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。） <u>10 万 7,300 円</u> に	(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。）

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	<u>12万8,700円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
	ア 一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  <u>1,500円</u>	ア 一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  <u>1,800円</u>
	（3）医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。） （（4）に該当するものを除く。） <u>6万3,100円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	（3）医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。） （（4）に該当するものを除く。） <u>7万1,500円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>6 万 3,100 円</u>に品目に応じて 500 円及び <u>1 万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>	<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>7 万 1,500 円</u>に品目に応じて 500 円及び <u>1 万 1,500 円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>
<p>医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>14 万 9,000 円</u>に品目に応じて次に定める金額及び <u>1 万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>17 万 8,800 円</u>に品目に応じて次に定める金額及び <u>1 万 1,500 円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>

手数料の名称	金額 (改定前)	金額 (改定後)
	ア 無菌医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに  <u>3,000 円</u>	ア 無菌医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに  <u>3,300 円</u>
	(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>10万7,300 円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>12万8,700 円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500 円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
	ア 一般医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに  <u>1,500 円</u>	ア 一般医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに  <u>1,800 円</u>
	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。) ((4)に該当する	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>ものを除く。）  <u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>	<p>((4)に該当するものを除く。)  <u>7万1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万1,500円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>
	<p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）  <u>6万3,100円</u>に品目に応じて500円及び<u>1万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>	<p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）  <u>7万1,500円</u>に品目に応じて500円及び<u>1万1,500円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>
<p>変更計画に係る医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p>	<p>(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるも</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<u>7万7,400円</u>	のを除く。）  <u>9万2,700円</u>
	<p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: center;"><u>5万9,000円</u></p>	<p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: center;"><u>6万4,700円</u></p>
	<p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: center;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: center;"><u>3万2,500円</u></p>
	<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p style="text-align: center;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p style="text-align: center;"><u>3万2,500円</u></p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>
変更計画に係る医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>7万7,400円</u></p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>9万2,700円</u></p>
	<p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>5万9,000円</u></p>	<p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>6万4,700円</u></p>
	<p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	（４） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管のみを行うものに限る。） <u>2 万 8, 300 円</u>	（４） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管のみを行うものに限る。） <u>3 万 2, 500 円</u>
	（５） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>2 万 8, 300 円</u>	（５） 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>3 万 2, 500 円</u>
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	<u>10 万 2, 900 円</u>	<u>11 万 2, 800 円</u>
体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	<u>10 万 2, 900 円</u>	<u>11 万 2, 800 円</u>
医療機器製造業登録申請手数料	<u>3 万 8, 100 円</u>	<u>3 万 8, 300 円</u>
体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	<u>3 万 8, 100 円</u>	<u>3 万 8, 300 円</u>
医薬品販売業許可申請手数料	<u>2 万 9, 100 円</u>	<u>3 万 4, 900 円</u>
医薬品販売業許可更新申請手数料	<u>1 万 1, 100 円</u>	<u>1 万 3, 300 円</u>
配置従事者身分証明書交付手数料	<u>7, 100 円</u>	<u>8, 500 円</u>
配置従事者身分証明書書換え交付手数料	<u>2, 000 円</u>	<u>2, 400 円</u>
配置従事者身分証明書再交付手数料	<u>2, 900 円</u>	<u>3, 400 円</u>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
登録販売者試験手数料	<u>1万4,300円</u>	<u>1万5,000円</u>
販売従事登録申請手数料	<u>7,600円</u>	<u>8,700円</u>
高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	<u>2万9,100円</u>	<u>3万4,900円</u>
高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	<u>1万1,100円</u>	<u>1万3,300円</u>
医療機器修理区分変更又は追加の許可申請手数料	<u>2万1,400円</u>	<u>2万5,100円</u>
再生医療等製品販売業許可申請手数料	<u>2万9,100円</u>	<u>3万4,900円</u>
再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	<u>1万1,100円</u>	<u>1万3,300円</u>
輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	(1) 輸出用の無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>7万7,400円</u>	(1) 輸出用の無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>9万2,700円</u>
	(2) 輸出用の一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>5万9,000円</u>	(2) 輸出用の一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>6万4,700円</u>
	(3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管	(3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	のみを行うものに限る、（４）に掲げるものを除く。）  <u>2万8,300円</u>	示又は保管のみを行うものに限る、（４）に掲げるものを除く。）  <u>3万2,500円</u>
	（４） 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）  <u>2万8,300円</u>	（４） 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）  <u>3万2,500円</u>
	（５） 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）  <u>2万8,300円</u>	（５） 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）  <u>3万2,500円</u>
輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	（１） 輸出用の無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（（３）から（５）までに掲げるものを除く。）  <u>7万7,400円</u>	（１） 輸出用の無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（（３）から（５）までに掲げるものを除く。）  <u>9万2,700円</u>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>(2) 輸出用の一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>5万9,000円</u></p>	<p>(2) 輸出用の一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>6万4,700円</u></p>
	<p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>
	<p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>	<p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）  <u>2万8,300円</u>	(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）  <u>3万2,500円</u>
輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）  <u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）  <u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 輸出用の無菌医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。）1品目ごとに  <u>3,000円</u>	ア 輸出用の無菌医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。）1品目ごとに  <u>3,300円</u>
	イ 輸出用の一般医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。）1品目ごと	イ 輸出用の一般医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。）1

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	に  <u>1,500 円</u>	品目ごとに  <u>1,800 円</u>
	(2) 一般医薬品 （製造工程のうち 包装、表示又は保 管のみを行うもの を除く。）を含む輸 出用の医薬品の製 造管理又は品質管 理の方法の定期的 適合性調査（(1) 及び(5)に該当す るものを除く。） <u>10万7,300円</u> に 品目に応じて次に 定める金額を加え て得た額	(2) 一般医薬 品（製造工程の うち包装、表示 又は保管のみを 行うものを除 く。）を含む輸出 用の医薬品の製 造管理又は品質 管理の方法の定 期の適合性調査 （(1)及び(5) に該当するもの を除く。） <u>12万8,700円</u> に品目に応じて 次に定める金額 を加えて得た額
	ア 輸出用の一般 医薬品（イ及びウ に掲げるものを除 く。） 1品目ごと に  <u>1,500 円</u>	ア 輸出用の一 般医薬品（イ及 びウに掲げるも のを除く。） 1 品目ごとに  <u>1,800 円</u>
	(3) 輸出用の医 薬品の製造管理又 は品質管理の方法 の定期的適合性調 査（製造工程のう ち包装、表示又は 保管のみを行うも のに限り、(4)に 該当するものを除	(3) 輸出用の 医薬品の製造管 理又は品質管理 の方法の定期的 適合性調査（製 造工程のうち包 装、表示又は保 管のみを行うも のに限り、(4)

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>く。)</p> <p><u>6万3,100円</u>に 品目に応じて次に 定める金額を加え て得た額</p>	<p>に該当するもの を除く。)</p> <p><u>7万1,500円</u> に品目に応じて 次に定める金額 を加えて得た額</p>
	<p>(4) 輸出用の医 薬品の製造管理又 は品質管理の方法 の定期の適合性調 査（製造工程のう ち医薬品医療機器 等法第13条の2 の2第1項に規定 する保管のみを行 うものに限る。)</p> <p><u>6万3,100円</u>に 1品目ごとに500 円を加えて得た額</p>	<p>(4) 輸出用の 医薬品の製造管 理又は品質管理 の方法の定期の 適合性調査（製 造工程のうち医 薬品医療機器等 法第13条の2の 2第1項に規定 する保管のみを 行うものに限 る。)</p> <p><u>7万1,500円</u> に1品目ごとに 500円を加えて 得た額</p>
	<p>(5) 輸出用の医 薬品の製造管理又 は品質管理の方法 の定期の適合性調 査（製造所以外の 施設における試験 検査に係るものに 限る。)</p> <p><u>6万3,100円</u>に 1品目ごとに500 円を加えて得た額</p>	<p>(5) 輸出用の 医薬品の製造管 理又は品質管理 の方法の定期の 適合性調査（製 造所以外の施設 における試験検 査に係るものに 限る。)</p> <p><u>7万1,500円</u> に1品目ごとに 500円を加えて 得た額</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	<p>(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）</p> <p><u>14万9,000円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）</p> <p><u>17万8,800円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>
	<p>ア 輸出用の無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p><u>3,000円</u></p>	<p>ア 輸出用の無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p><u>3,300円</u></p>
	<p>イ 輸出用の一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p><u>1,500円</u></p>	<p>イ 輸出用の一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p><u>1,800円</u></p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	<p>(2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。）</p> <p><u>10万7,300円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>	<p>(2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。）</p> <p><u>12万8,700円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>
	<p>ア 輸出用の一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p><u>1,500円</u></p>	<p>ア 輸出用の一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p> <p><u>1,800円</u></p>
	<p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に</p>	<p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>7万1,500円</u></p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
	定める金額を加えて得た額	に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	<p>（４） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>6 万 3,100 円</u>に 1 品目ごとに 500 円を加えて得た額</p>	<p>（４） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>7 万 1,500 円</u>に 1 品目ごとに 500 円を加えて得た額</p>
	<p>（５） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>6 万 3,100 円</u>に 1 品目ごとに 500 円を加えて得た額</p>	<p>（５） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>7 万 1,500 円</u>に 1 品目ごとに 500 円を加えて得た額</p>

手数料の名称	金額（改定前）	金額（改定後）
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料	<u>2,000 円</u>	<u>2,400 円</u>
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	<u>2,900 円</u>	<u>3,400 円</u>
地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料	<u>2,000 円</u>	<u>2,400 円</u>
地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料	<u>2,900 円</u>	<u>3,400 円</u>
販売従事登録証書換え交付手数料	<u>2,000 円</u>	<u>2,400 円</u>
販売従事登録証再交付手数料	<u>2,900 円</u>	<u>3,400 円</u>